



自治労連  
新聞

# ふりーじあ

全国自治団体労働組合連合

ふりーじあ 第26号  
発行日：平成28年12月  
自治労連教宣部発行

本部 〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22 北区役所B1 全連協事務所内 (03)3907-5177

## 第26回全国代表者書記長クラス合同会議が 山口県下関市で開催されました

10月29日(土)から30日(日)の2日間にわたり、山口県下関市の海峡メッセ下関において、各単組から代表者・書記長クラス35名が参加のもと「自治労連第26回全国代表者書記長クラス合同会議」が開催されました。

会議一日目は、西濱顧問による行政マンとしての政策実現の手法等についての講義と、澤重業務対策部長による厚生年金の標準報酬制についての解説を行いました。

会議二日目は、自治体職員・議員の法務研究会「自治体法務ネットワーク」の世話人で、九州各県で法務研修講師をされている北九州市職員の森幸二氏による、事例から学ぶ法令の基礎やテクニックについての講演が行われました。

### ■会議一日目

#### 《選挙と公務員》

私たち地方公務員における政治的行為の制限について解説を行っていただきました。



講師 西濱 和博氏

また、選挙運動と政治活動について、実例を交えながら、公務員としてどこまで携わる事ができるのかなどについて、講話をいただきました。

現職の市議会議員である西濱氏ならではの視点での講話であり大変分かりやすいものでありました。

#### 《地方分権時代における政策実現の手法》

(※一部抜粋)

戦後の地方自治は、国が政策を形成し、地方はそれに従うといった中央主権型であったが、その後のグローバル化した国際・国内環境の急激な変化に伴い、これまでのしくみでは的確な対応が困難になり、現代の地方分権型に移り変わってきました。

地方自治法の改正後は、国や県が考え、それらの事務を地方自治体が行うといったこれまでのしくみから、各自治体自ら法律を読み解き、自らの考えで地域に見合った行政サービスを提供する立場になりました。

そのような流れの中、われわれ公務員は、どのように時代の要請に添えていくべきなのかを考えていかなければならず、そのためには、今まで以上に地域の声に耳を傾けることが重要になります。

住民は職員以上に地方自治の時代の流れに敏感であるため、私たちの仕事は、住民の考えや意見を取り入れながら、また、それらの風を読みながら業務を遂行していく必

要があります。

そのような意味からすると、公務労働団体も、これまでは、自分たちの権利を守り賃金を獲得することに重きを置いていた時代でしたが、これからは、自治労連が信条としている、住民に理解される労働運動を展開していかなければならないということになります。

地域の課題を担う部署にいる、いないに関わらず、現場において、今または将来、住民のために何ができるか、何か役に立てることはないかという意識を常に持ち続けることが重要であり、それがプロフェッショナルな公務員であると思えます。

#### 《厚生年金の標準報酬制について》

澤重業務対策部長

これまで地方公務員共済においては、基本給に法令で定められた手当率を乗じて算出する手当率制がとられていました。



が、平成27年10月から厚生年金と同様の標準報酬制に移行しました。標準報酬制では基本給と実際に支給された諸手当を基に算定基礎額を決め算出されます。手当には様々な種類があるため、基本給が同じでも諸手当の支給状況により各々違った保険料となります。

#### 定時決定後に著しく報酬額が変更した場合 随時改定を行います

標準報酬制は、4月から6月までの3か月間の基本給と諸手当の支給額を合算し、月平均額を求め、等級表に当てはめて標準報酬月額を決定し、9月から翌年の8月までの1年間適用します。これを定時決定といいますが、昇給や異動などにより報酬の額が著しく高低を生じた場合は、その変動があった月から3か月間の報酬で算出した標準報酬月額の等級に2等級以上の差がある場合、変動後4か月目から改定します。

※会議当日の資料が必要な単組は

自治労連本部までお問合せください。



■会議二日目

《組合交渉に必要なノウハウ》

〈事例から学ぶ法令の基礎とテクニック〉

講師 森 幸二氏



私たちが交渉を行っていく上で、法的にどのような知識が必要になるかなどについて講話をいただきました。私たち公務員は法的な考え方を身に付けている必要があり、それが出来ている公務員は住民の権利や義務の大切さを再確認することができる。そういう観点からいくと、自治労連は住民優先を基本的に考えた活動を展開しており、「自治労連は法的な組織」と言えるのではないかとこの言葉をいただきました。

●地方分権について

なぜ法律を勉強する必要があるのか？それは、国から都道府県、そして市町村に権限が下りてきている。そのことで、すぐに住民生活が良くなるという意見を言う学者などがあるが、そうではない。住民の皆さんにとっては窓口がどこであれ同じである。しかし、住民に最も近い皆さんがいちばん住民のことを考えて、きちんと法律や条例を使いこなすからこそ地方分権の意味があると考えます。ファッションモデルがステージ上を颯爽と歩くためには、洋服を着こなしていなければ観客から罵声を浴びることになります。それと同じように私たち地方公務員は、法令という洋服を着こなして、颯爽とステージを歩かなくては、住民から罵声を浴びてしまいます。皆さんがステージ上を颯爽と歩くためには、やはり法務能力を身に着けることが大切です。

●地方公務員法について

皆さんが組合交渉をしていく中で最も大事な法令は地方公務員法です。今、人事担当や給与担当の職員でも、この地公法を身に着けていない場合が多い。

民間企業では契約によって決まっていることが公務員は法律や条例で決まっているにもかかわらず、間違えている場合がある。支給されなければならない手当が支給されていない場合などもある。そういう中で組合は組合員の権限を守るため、法律や条例等に照らして物が言えないといけない。また、職員からの相談も受けられるような存在であってほしいと思います。

●組合活動と法

自治体職員の給与や勤務条件、服務根拠などは地方自治法及び地方公務員法にある。その中で、中身については条例で決めるようになっていく。その後、規則や基準で細かく決まっていく。

民間であれば労働基準法で最低限のものは決まっているが、中身については労働契約で決まっていくため、これを変えるにはお互いの契約の中で可能となる。一方で我々は法律や条例で労働条件が決められている。これを変えるために国会や議会での承認が必要となる。

つまり、住民に理解されなければならない。これが民間企業と我々地方公務員の大きな違いであり、まずはそこを認識していなければならない。

●意外と知らない実例Q&A

Q 私たちの給与は条例で決まるが嘱託職員の給与についてはどう決めるのか？

A 条例で決まります。(首長決裁ではありません)

Q 職員の在職証明発行に手数料は徴収されるか？

A 徴収できない。(徴収されることがあるので注意)

Q 職員に講師の要請があった場合に、当局が営利企業の従事許可をしない場合どうするか？

A そもそも、これは許可すら不要の自由にできる行為に値します。ものを書くことや講師を行うことなど、住民の信頼を損なわない行為については、営利企業の従事許可が必要な範囲ではない。(地公法逐条解説)

Q 奥さんが三か月だけ30万円の月給をもらった場合、扶養手当は支給されないのか？

A 職員のマニュアルの中に月額10万円を超えた場合に打ち切るとしている場合が多いが、正解は支給されます。

■代表者書記長クラス合同会議総括

中央執行委員長 濱村 真光

この会議で得たものを、各単組の皆さんで共有していただき、ぜひ、これからの組合活動に活かしていただきたいと思います。

森講師のお話にもあつたとおり、皆さんは通常業務では、対住民ということもあり、法令を理解しながら業務を行うその道のプロかも知れませんが、組合対当局と考えた場合、言ってみれば身内同士のため、お互いにその辺の意識が薄いと感ずることがあります。私たちが正しく法令を理解することによって、当局との緊張感を保ち、また、組合員から信頼され、組合の存在意義がますます高まるのではないかと思います。

土日の二日間にわたる会議、大変お疲れ様でした。

森幸二さんを紹介します

代表者書記長クラス合同会議で講師を務めていただいた森幸二さんを紹介します。

森さんは私たちと同じ地方公務員であり、北九州市の職員です。政策法務、公平審査担当を経て、現在は、同市議会事務局で議員立法・政策立案を専任されています。

2004年から、自治体職員・議員の法務研究会「自治体法務ネットワーク」の世話人をされており、九州各県を中心に約50の自治体で、職員・議員の法務研修講師をされています。その研修で八代市議会議員である西濱顧問と知り合ったのがきっかけとなり、私たち自治労連がお付き合いをさせていただくようになり、この度、機関紙「ふりーじあ」にも法律豆知識コーナーを連載していただくことになりました。

森さんは法務相談、自治体法務に関する執筆もされており、今後出版を予定されています。現在も福岡県、熊本県、大分県で定期講座を開催中です。

【出版予定書籍】

▼一万人が愛したはじめての自治体法務テキスト (第一法規)

▼自治体法務の基礎と実践 (ぎょうせい)

※荒尾市職員の方が書籍のイラストを担当

自治労連 各単組定期大会紹介

周南市役所職員組合（山口県周南市）

平成28年7月8日に山口県周南市のホテル・ザ・グラーマシーに於いて、周南市役所職員組合第48回定期大会を開催いたしました。

大会では、桧部執行委員長のあいさつに始まり、平成27年度の活動経過及び収支決算の報告、平成28年度の活動方針及び収支予算等の審議をおこない、承認を受けました。

周南市役所職員組合では、これまでの長きに渡る伝統を受け継ぎつつ、厳しい情勢下での給与交渉や限られた予算の中でのより効果的な活動を充実させたいと決意を新たにいたしました。

大会終了後には、恒例の出席者全員によるレセプションを開催し、抽選会などの余興で盛り上がり、組合員同志の親睦を深めました。

今後、青年女性部の親睦行事や文化体育部の秋の行楽ツアー、そして年末にかけての給与交渉など、様々な活動を予定していますが、地に足の着いた組合員自線の活動を続けて参りますので、皆様のご支援よろしくお願いいたします。



【周南市役所職員組合 定期大会の様子】

第13回ユース部全国代表者会議が開催されました（福岡市）

平成28年10月1日（土）～2日（日）の2日間にわたり、天神NKビル（福岡市）にて、全国から約30名のユース世代が参加のもと、第13回ユース部全国代表者会議が開催されました。

I 解説「中央執行委員会について」（一日目）

次世代を担うユース世代に、中央執行委員会の役割や、産別と単組の関係などについて説明しました。

- ・自治労連の組織構成（加盟単組、人数など）
- ・上部団体、友誼団体について（連合、公務労協、政研フォーラムなど）
- ・執行部の役割（産別としての政策、上部団体や友誼団体との関わり、各単組への情報提供や定期大会等への出席など）
- ・専門部の役割

- 組織対策部 …… 組織の強化や拡大など
- 教育宣伝部 …… HP運営、機関紙の発行、組織の教育など
- ユース対策部 …… 次世代を担うユース世代の教育など
- 業務対策部 …… 単組の課題の対応など
- 財政部 …… 予算に関すること

II 研修「グループワーク」（二日目）

今後開催を目指している女性部研修を念頭に置き、女性のライフイベントにはどのようなものがあるか、女性部研修を開催するにはどのような配慮が必要かを4班に分かれて議論しました。

就職↓結婚↓妊娠↓出産↓育児↓介護↓退職という流れの中で、それぞれのタイミングで取得可能な休暇や特別な勤務制度、健康増進に関わることなどを、根拠法令を交えながら考えていきました。

III 発表グループワークでの協議内容について」（二日目）

前日のグループワークでの協議内容をまとめ、それぞれのグループによる発表を行いました。

人前で「話す・伝える・説得する」を経験することで、様々なコミュニケーションの楽しみ方を改めて感じ、職務や単組の活動などで、すぐに活かせるスキルアップにつながったのではないかと感じています。



地元

料理レシピ



自治労連には北は青森県東北町、南は沖縄県石垣市と全国津々浦々の地域が加盟しており、その地域には昔から伝わる地元料理が存在します。今回はそんな地元料理のレシピを紹介いたします。第1弾はこちら…

沖縄県うるま市からの紹介レシピ

愛情！もずくヒラヤーチー

(おつまみや子供のおやつに)

沖縄は全国一のもずくの産地です。その中でも、うるま市勝連地域は沖縄県で、もずく生産の約4割の水揚げを誇っています。もずくを食べるといってつくし！

もずくのヌメヌメ成分の効果

- ①食事の後に血糖値が急に高くなるのを抑える
- ②血中コレステロールを低下させる働き免疫力を高める
- ③免疫力を高める
- ④ガン細胞の自滅を促し、ガン細胞の栄養補給路となる血管をつくらせないようにする

また、もずくに含まれる、フコイダンという物質が注目されており、我々の体の中で免疫として働くナチュラルキラー(NK)細胞は血流に乗って体内をパトロールしながらガン細胞やウイルスなどを発見すると、ものすごい力でこれらを退治する力があると言われてます。

毎日の食事の中にもずくを一品いかがですか。そこで、皆さんに、簡単にできるもずく料理のレシピを紹介致します

【材料2人分】

- ・もずく200g
- ・乾燥桜エビ大3
- ・かつおだし100cc
- ・小麦粉 大5
- ・溶き卵1/2
- ・塩少々
- ・油 小1/2



- ①もずくを洗い、水を切り3cm程度に切ります。
- ②ボールにかつおだしと小麦粉を入れ、溶き卵を加えてよく混ぜ生地を作ります。
- ③もずく、桜エビ、塩を生地へ加えて混ぜます。



新連載！ すぐに役立つ地方公務員のための法律豆知識

権利を主張する資格を得るために① マニニアルは根拠ではありません

住民は、さまざまな願いを持ってきます。その住民の願いのうち正当なものは、住民の代表である議会が決めた法律や条例(法)で、権利として具体化されています。ですから、法を勉強することは決して堅苦しい特殊な学習ではありません。住民の本当の願いとは何であるのかを理解し、住民の権利を実現する方法に付けるための訓練です。

正当な願い(権利)が実現されなかったときの住民の痛みを理解できない職員や、法を正しく解釈・適用して住民の権利を実現する能力(法務能力)を身につけていない職員に、自分の希望を当局に権利として認めるよう要求する資格はないと思います。その意味で、私たちは、「自治体職員としての労働者」であり、単なる労働者ではないのです。

この号から、「住民のための職員団体(労働組合)」を目標としている自治労連のみさんが、その志を果たすためのささやかなお手伝いをさせていただきます。よろしく、お願いします。

〔扶養手当の不正受給！?〕

6月後、この事実を知った給与課の担当Bさんが、「扶養手当の不正受給だ！遡って返納してもらいます！」とAさんに迫りました。さて、Bさんの対応は正しいでしょうか。

「X市の職員Aさんの妻は、昼間は家にいたくない事情があったので、独身時代に勤めていた保育所で保育士の仕事に就きました。期間は3ヶ月、報酬は月額18万円です。Aさんは、最近、お母さんと同居を始めたそうです。

〔マニニアルはしじこの根拠にはならない。〕

マニニアルを使ってしじこをする際には、以下のことに注意が必要です。

- ①法律や条例を運用する際の実務用の手引きであり法律や条例そのものではない。
- ②主に典型的、一般的な場合だけを想定しているため、例外的なケースについては、マニニアルで判断するのはなく、法律や条例から直接判断しなければならない。

給料・手当の額やその支給要件は条例で定められます(自治法204条2項)。X市では、「給与条例」とその実施方法を定めた「条例施行規則」で、「被扶養者の収入が月額120万円以上の場合には扶養手当の対象としない。」とされています。それを受けて、マニニアルには、「雇用期間が1年を超える就職をした場合を想定し、年収よりも月収の方が判断しやすいので、便宜上、「120万円÷12月=10万円」と記載されているのです。

ですから、期間を定めて雇用されたAさんの妻については、マニニアルではなく、条例等の「年収120万円未満」を基準として判断しなければなりません。「18万円×3=54万円<120万円」ですから、扶養手当を打ち切る必要はないのです。Bさんの判断によると、月収9万円が12月間勤務している職員の妻は、年収108万円です。ずっと扶養手当の対象となるのに、その半分の収入しかないAさんの妻は、保育所で働いている3ヶ月間、対象から外れてしまいます。

〔しじこの根拠を理解しましょう。〕

Aさんが何を話しても、Bさんは、延々と『月収10万円未満』と『マニニアル』に書いてあるからダメ！とだけ主張し続けたそうです。Bさんは、条例で、「配偶者の収入が120万円未満であれば扶養手当を受給できる」という権利がX市の職員に保障されていることを理解できていませんね。自分のしじこの根拠を把握していないのです。

マニニアルを「根拠」とであると勘違いして、Aさんのような思いを住民にさせてはいけません。本当の根拠である法律や条例の規定をしじこりと理解しましょう。